

水道施設の災害復旧に係る財政支援の充実を求める意見書

近年、巨大地震や気候変動に伴う集中豪雨等の大規模な自然災害が頻発化・激甚化しており、本県においても、本年9月の台風14号に伴う記録的な豪雨では、県内各地で土砂災害や浸水被害等が発生し、被害額にして約710億円、3名もの尊い人命が奪われ、道路、鉄道、電力、水道、通信等のライフラインのほか、地域経済を支える商工業や観光業、農林水産業等の広範な分野で甚大な被害を被ったところである。

本町においては、大規模な山林崩壊により水源地が多量の土砂と倒木により甚大な被害を受け、町内の約7割の世帯が10日間にわたり断水するなど、町民生活に大きな影響があったところである。現在も仮設送水管での水の供給であり、本復旧が待たれる状況である。

現在、国においては、地震・津波対策をはじめ「流域治水」の考え方にに基づき、流域全体で水災害を軽減させる取組や土砂災害対策、社会インフラの老朽化対策などの取組を「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として進めており、今般の台風14号災害においても、その取組効果を実感できたところである。

しかしながら、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」においては、公営企業として運営されている水道施設の復旧事業は対象とされておらず、水道事業の災害復旧に係る補助事業も恒常的な制度となっていないため、水道事業経営が厳しさを増している状況の中、財政支援を充実することが重要である。

よって国におかれては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」において、道路・下水道等と同様に重要なライフラインである、水道事業を追加すること。
- 2 激甚災害として指定されるなど大規模な災害発生時において、災害復旧事業に係る補助率を公共土木工事と同水準に引き上げる等財政支援を充実するとともに、原形復旧にとらわれず補助対象の柔軟な取り扱いを図ること。
- 3 施設の耐震化等に係る水道補助事業において、補助率の引き上げや採択基準の緩和等財政支援の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月9日

宮崎県高原町議会

衆議院議長	細田博之	殿
参議院議長	尾辻秀久	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
総務大臣	松本剛明	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
厚生労働大臣	加藤勝信	殿
農林水産大臣	野村哲郎	殿
国土交通大臣	斉藤鉄夫	殿
内閣官房長官	松野博一	殿
国土強靱化担当大臣	谷公一	殿
内閣府特命担当大臣(防災)		